

刑 事 法

・ 解答上の注意

1. 問題文は2枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は記入しないでください。
3. 第1問、第2問とも解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：1です。第1問と第2問に共通する参考判例が資料として添付されています。
4. 解答用紙は、第1問用と、第2問用とが異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

刑事法

第1問

(1) 参考判例の法廷意見が、被告人らにUに対する業務上過失致死罪が成立することを認めた論理を説明し、それについて論評しなさい。

(2) (1) の検討結果との整合性を考慮しつつ、次の事例における甲の罪責を論じなさい。

【事例】

甲は、自動車を運転中、不注意で、自車を当時妊娠7か月のAが運転する自動車に衝突させた。この衝突の際の衝撃と腹部圧迫により、Aは傷害を負った。そのため、AはBを早産し、Bは未熟児だったため、出生の約1時間後に死亡した。

第2問

(1) 参考判例の下線部分に現れるHは、いわゆる胎児性水俣病患者とされている。参考判例の見解を前提とした場合、実体法上、被告人らにはHを被害者とする業務上過失傷害罪が成立するか。

(2) すでに公訴時効が完成している犯罪について、新たな立法によって訴追を許すことは可能か。参考判例とその原判決に現れた公訴時効についての考え方を参考にしながら、論じなさい。

参考判例 最決昭和 63・2・29 刑集 42 卷 2 号 314 頁

「二 以下、所論にかんがみ、職権をもつて検討する。

1 Uを被害者とする業務上過失致死罪の成否について

一、二審判決の認定によれば、被告人らが業務上の過失により有毒なメチル水銀を含む工場廃水を工場外に排出していたところ、被害者の一人とされているUは、出生に先立つ胎児段階において、母親が右メチル水銀によつて汚染された魚介類を摂食したため、胎内で右メチル水銀の影響を受けて脳の形成に異常を来し、その後、出生はしたものの、健全な成育を妨げられた上、一二歳九か月にしていわゆる水俣病に起因する栄養失調・脱水症により死亡したというのである。ところで、弁護人大江兵馬の所論は、右のとおりUに病変の発生した時期が出生前の胎児段階であつた点をとらえ、出生して人となつた後の同人に対する関係においては業務上過失致死傷罪は成立しない旨主張する。しかし、現行刑法上、胎児は、墮胎の罪において独立の行為客体として特別に規定されている場合を除き、母体の一部を構成するものと取り扱われていると解されるから、業務上過失致死罪の成否を論ずるに当たつては、胎児に病変を発生させることは、人である母体の一部に対するものとして、人に病変を発生させることにほかならない。そして、胎児が出生し人となつた後、右病変に起因して死亡するに至つた場合は、結局、人に病変を発生させて人に死の結果をもたらしたことに帰するから、病変の発生時において客体が人であることを要するとの立場を採ると否とにかかわらず、同罪が成立するものと解するのが相当である。したがつて、本件においても、前記事実関係のもとでは、Uを被害者とする業務上過失致死罪が成立するというべきであるから、これを肯定した原判断は、その結論において正当である。

2 公訴時効完成の有無について

一、二審判決の認定によれば、Uの出生は昭和三五年八月二八日であり、その死亡は昭和四八年六月一〇日であつて、出生から死亡までの間に一二年九か月という長年月が経過している。しかし、公訴時効の起算点に関する刑訴法二五三条一項にいう「犯罪行為」とは、刑法各本条所定の結果をも含む趣旨と解するのが相当であるから、Uを被害者とする業務上過失致死罪の公訴時効は、当該犯罪の終了時である同人死亡の時点から進行を開始するのであつて、出生時に同人を被害者とする業務上過失傷害罪が成立したか否か、そして、その後同罪の公訴時効期間が経過したか否かは、前記業務上過失致死罪の公訴時効完成の有無を判定するに当たつては、格別の意義を有しないものというべきである。したがつて、同人死亡の時点から起算して公訴時効期間が満了する前の昭和五一年五月四日に公訴が提起されている前記業務上過失致死罪につき、その公訴時効の完成を否定した原判断の結論は、正当である。

次に、本件公訴事実によれば、本件における各死傷の結果発生の時期は、それぞれ昭和三四年七月（N死亡）、同年九月（H傷害）、同年一一月（F、S各死亡）、同年一二月（T死亡）、昭和四六年一二月（I死亡）、昭和四八年六月（U死亡）であつて、相当の時間的

な広がりがあつたものとされてはいるが、一、二審判決の認定によれば、これらの結果は、昭和三三年九月初旬から昭和三五年六月末ころまでの間に行われた継続的な一個の過失行為によつて引き起こされたというのである。以上の前提のもとにおいて、原判決は、各罪が観念的競合の関係にある場合において、一つの罪の公訴時効期間内に他の罪の結果が発生するときは、時効的連鎖があるものとし、これらを一体的に観察して公訴時効完成の有無を判定すべきであるが、時効的連鎖が認められないときは、それぞれを分割して各別に公訴時効完成の有無を判定すべきであるとの解釈を示した上、個別的にみて公訴時効が完成していないUを被害者とする業務上過失致死罪との間で時効的連鎖が認められるのは、Iを被害者とする業務上過失致死罪のみであり、右二名を被害者とする各業務上過失致死罪とその余の五名を被害者とする各業務上過失致死傷罪との間には、時効的連鎖が存在しないとして、後者につき公訴時効の完成を肯定する判断を示しているのである。しかし、前記前提のもとにおいても、観念的競合の関係にある各罪の公訴時効完成の有無を判定するに当たっては、その全部を一体として観察すべきものと解するのが相当であるから（最高裁昭和四〇年（あ）第一三一八号同四一年四月二日第一小法廷判決・刑集二〇巻四号二七五頁参照）、Uの死亡時から起算して業務上過失致死罪の公訴時効期間が経過していない以上、本件各業務上過失致死傷罪の全体について、その公訴時効はいまだ完成していないものというべきである。したがつて、原判決がU及びIを被害者とする各業務上過失致死罪について公訴時効の完成を否定した点は、その結論において正当であり、他方、右二名以外の五名を被害者とする各業務上過失致死傷罪について公訴時効の完成を肯定した点は、法令の解釈適用を誤つたものであるが、その部分については、第一審判決の理由中において公訴時効完成による免訴の判断が示され、同判決に対しては検察官による控訴の申立がなかつたものであつて、右部分は、原審当時既に当事者間においては攻防の対象からはずされていたものとみることができから（最高裁昭和四一年（あ）第二一〇一号同四六年三月二四日大法廷決定・刑集二五巻二号二九三頁、同昭和四二年（あ）第五八二号同四七年三月九日第一小法廷判決・刑集二六巻二号一〇二頁参照）、結局、原判決の右誤りは、判決に影響を及ぼさない。

三 よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官伊藤正己、同長島敦の各補足意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。」

（下線は出題者）